



判定期間(前期3月～8月、後期9月～2月)のケアプランを位置づけたサービスのうち、〇〇サービスが特定の法人に偏ってしまいました。
決して困り込みではなく、利用者本位で仕事をしているのに、減算になるのは困ります。
どうしたらよいですか？



フローに沿って確認してみましょう！

特別地域加算を算定していますか？※1

はい

正当な理由となります。(正当な理由①)
該当する正当な理由番号と80%を超えている状況について届け出て下さい。

いいえ

右のいずれかにあてはまりますか？

判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数は20件以下ですか？
(全サービスの合計で判断)

はい
(正当な理由④)

判定期間の1月当たりの計画件数が、各サービスごとに平均10件以下ですか？
(各サービスで判断)

はい
(正当な理由⑤)

居宅介護支援事業所が、市長の認める「各サービスで3法人以下の日常生活圏域」にありますか？
(各サービスで判断)※2

はい
(正当な理由③)

正当な理由となります。
該当する正当な理由番号と80%を超えている状況について届け出て下さい。

いいえ

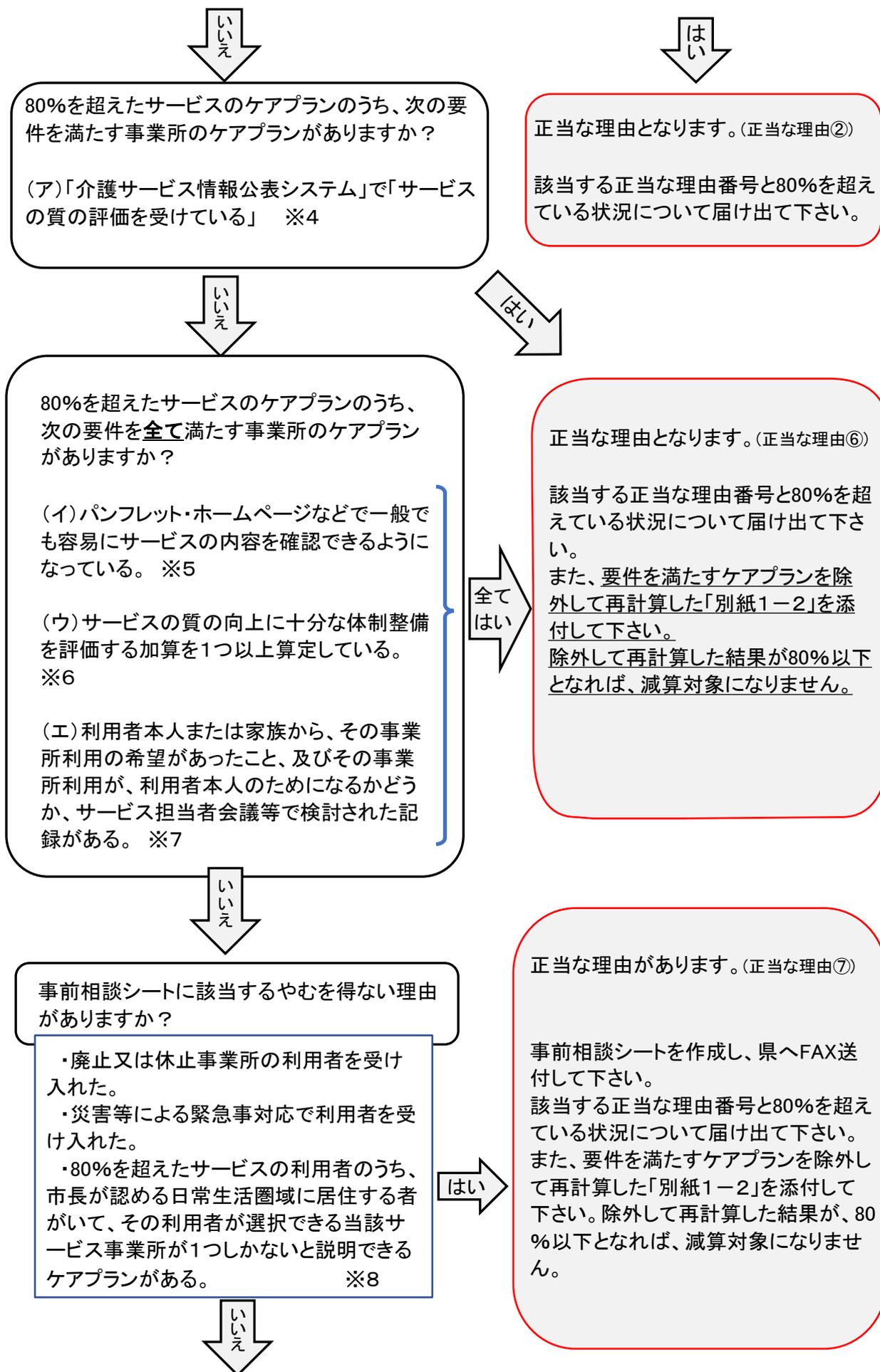
80%を超えたサービスについて、事業所の通常の実施地域が、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域を包括する事業所数が4事業所以下ですか？ ※3

訪問介護が80%を超えた場合

- 居宅介護支援事業所・・・A市全域が実施地域
- a訪問介護・・・A市の一部が実施地域
- b訪問介護・・・A市・B市全域が実施地域
- c訪問介護・・・A市・C市全域が実施地域
- d訪問介護・・・A市の一部とD市全域が実施地域

居宅介護支援事業所の実施地域であるA市全域を実施地域とするb・cの2事業所が通常の実施地域を包括する事業所として数えられる。

Icons: c訪問介護, a訪問介護, 居宅介護支援事業所, b訪問介護, D訪問介護



正当な理由があるかどうか判断できません。

個別に正当な理由に該当するかどうか判断を求める場合は、事前相談シートに具体的な事由を記載し、見附市へ提出して下さい。見附市からの回答を受け、80%を超えている状況について届け出ていただきます。

正当な理由がないと判断された場合は、減算の対象となります。



※1	居宅介護支援事業所の所在地が特別地域加算対象地域であり、体制届で加算算定を届け出ている。※見附市に対象地域はありません。
※2	居宅介護支援事業所の所在する日常生活圏域で各サービスで3法人以下の市長の認める地域一覧は別紙3。○が付いている場合のみ。(見附市では圏域の設定はしていませんが、見附市全体では、地域密着型通所介護が3法人以下となっています。)
※3	サービス別事業所の通常の実施地域一覧についての取扱いは別紙4。別紙4の判定シートも利用して、正当な理由②が適用になるかどうか確認して下さい。判定シート等は見附市への届出は不要。(サービス事業所の通常の実施地域の状況については、事業所へ直接お問い合わせください。)
※4	サービス事業所が介護サービス情報公表システムでサービスの質の評価を受けている場合は、それのみで正当な理由ありとする。ただし、システム掲載を申し込んでから掲載されるまでに時間を要することから、見附市への届出日までに報告している事業所を該当とする。(新潟県H27年度版Q&A質問20) ※掲載が確認できない場合は、報告日を確認させていただきます。
※5	パンフレット・ホームページなどでの公表については、必ずしも「利用者」が見ることができかどうかではなく、誰でも情報収集できる状態かどうかで判断します。
※6	サービスの質を向上するのに十分な体制整備を評価する加算についての、対象加算名一覧は別紙5。(サービス事業所の加算の状況については、事業所へ直接お問合せください。)
※7	検討された記録に記載されているべき内容一覧は別紙6。写しの添付等は不要。
※8	事前相談シートは別紙7。前期・後期ともに、届出締め切り日までの間に届出て、見附市から回答をもらっていること。

※ご不明な点がございましたら、下記担当までお問合せください。

【問い合わせ先】

見附市健康福祉課介護保険係

電話 0258-61-1350

FAX 0258-62-7052

e-mail kaigohoken@city.mitsuke.niigata.jp